



川監委第5074号

令和8年1月30日

川越市長 森田初恵様

川越市議会議長 中村文明様

川越市監査委員 岡田昭文

同 石川隆二

同 山木綾子

同 中原秀文

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

## 第1 基準に準拠している旨

本監査は、川越市監査基準に準拠し実施した。

## 第2 監査の対象

指定管理者

特定非営利活動法人 川越市北部地域ふれあいセンター運営協議会

所管部局

市民部 地域づくり推進課

### 1 組織

特定非営利活動法人川越市北部地域ふれあいセンター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の組織は、代表理事、副代表理事3名、理事6名、監事2名のもと、事務局長（施設長）以下9名の職員（パートタイムを含む。）を置いている。

### 2 事業の概要

運営協議会は、北部地域のコミュニティ活動として自主事業の実施や環境美化活動を積極的に推進することにより、心のふれあう豊かな住みよい地域社会づくりに寄与することを目的として設立された法人で、川越市北部地域ふれあいセンターの管理運営を行っている。

### 3 市との関係

運営協議会は、川越市より川越市北部地域ふれあいセンターの指定管理者の指定を受けている。

## 第3 監査の期間

令和7年8月26日から令和8年1月30日まで

## 第4 監査の方法

令和6年度及び令和7年度（4月から9月まで）の当該団体の指定管理業務に係る出納及びその他の事務の執行が適正に行われているか否かを監査重点事項とし、事前に監査資料及び関係書類の提出を受けた上で、関係職員に説明を求め、監査を実施した。

## 第5 監査を実施した監査委員

岡田昭文、石川隆二、山木綾子、中原秀文

## 第6 監査の結果

監査重点事項の指定管理業務に係る出納及びその他の事務については、指定管理に係る関係法令、協定書等に従い、おおむね適正に執行されているものと認められた。

事務処理上留意すべき点で軽微なものについては、監査実施の際口頭で述べたが、今後も適正な執行に努められるよう要望する。